

令和 8 年度みえデコ活県民イベント事業業務委託
企画提案コンペ参加仕様書

1 業務目的

本業務は、昨年度制作した、楽しく「みえデコ活」を学習できる仮想空間上の体験型デジタルコンテンツ「みえデコビルダーズ」を活用し、幅広い世代に脱炭素について関心を持ってもらい、県民一人ひとりのさらなる意識変容と実行行動の定着化を促すとともに、教育現場において児童・生徒が脱炭素社会を自分事化するための仕組みを構築することを目的としています。

2 業務内容

- (1) 委託業務名 令和 8 年度みえデコ活県民イベント事業業務委託
- (2) 委託期間 契約締結日から令和 9 年 3 月 16 日（火）まで
- (3) 業務内容 別紙「令和 8 年度みえデコ活県民イベント事業業務委託仕様書」のとおり

- 3 契約上限額 10,057,724 円（消費税及び地方消費税を含む）

4 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

- (1) 参加者資格
 - ・当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
 - ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 最優秀提案者資格
 - ・三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
 - ・三重県物件関係落札資格停止要綱（以下「落札停止要綱」という。）により落札資格停止措置を受けている期間中である者でないこと。
 - ・三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

5 企画提案コンペの実施方法

三重県は、本仕様書に基づき提出された企画提案資料を、「令和 8 年度みえデコ活県民イベント事業業務委託企画提案コンペ選定委員会」が、次に示す選定基準に基づき審査の上、最優秀提案を選定し、その提案を提出した者と委託契約を締結します。

本企画提案コンペへの参加を希望する者は、下記に基づき必要な書類を提出してください。

(1) 企画提案コンペ参加資格確認の申請

ア 提出書類

- (a) 企画提案コンペ参加資格確認申請書（第 1 号様式）
- (b) 役員等に関する事項（第 2 号様式）
- (c) 企画提案コンペに関し、支店又は営業所等に権限が委任されている場合は、委任状

(第3号様式)

(d) その他、上記(a)に記載の添付書類一式

イ 提出期限

令和8年9月28日(月)17時まで(必着)

ウ 結果通知

令和8年10月14日(水)までに電子メール等により通知する予定。

エ 提出方法

持参、郵便又は民間事業者による信書便により提出してください。なお、郵便又は信書便により提出する場合は、提出期限までに電話にて担当所属に受理の確認をすること。また、持参により提出する場合は、事前に電話にて担当所属に持参する日時の連絡を行うこと。

オ 提出先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県環境生活部環境共生局地球温暖化対策課

(2) 企画提案書等の提出

ア 提出書類及び提出部数

(a) 企画提案書(原則A4判、任意様式、概ね20ページ以内)8部(正本1部、副本7部)

企画提案書は、別紙「令和8年度みえデコ活県民イベント事業業務委託仕様書」に基づき提案を行うとともに、次の①から⑥までにに関する企画・提案が含まれるように作成してください。

① 事業実施にあたっての基本的な考え方

・仕様書を踏まえ、業務の実施にあたっての基本的な考え方を記載してください。

② 提案者の概要及び実績、業務実施体制

・提案者の組織概要を記載してください(パンフレット等の添付でも可)。

・イベントの実施についての実績の有無及びその主な内容(委託元、期間及び受託業務の概要等)を記載してください。

・本業務を実施するにあたっての具体的な実施体制を記載してください。

③ 効果的な企画の内容

・より多くの人に訴求できるよう、効果的な脱炭素型ライフスタイル転換のPR、普及啓発、出前授業等の企画を記載してください。

④ 費用

・各業務の費用(業務ごとに内訳が分かるように提示)を記載してください。

⑤ 業務実施スケジュール

(b) 見積書(原則A4判、任意様式)8部(正本1部、副本7部)

※見積書の正本において代表者印の押印を省略する場合は、見積書に発行責任者・担当者それぞれの氏名・電話番号を記載してください。発行責任者と担当者は同一でも可です。

見積価格は消費税及び地方消費税抜きの額(免税業者にあつては、契約希望額に110分の100を掛けた額)としてください。(契約金額は、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。)

(c) その他資料(任意様式)8部(正本1部、副本7部)

その他提案に関する有効な資料(提出は任意)

(d) 共同事業体協定書兼委任状(第4号様式)8部(正本1部、副本1部)

※共同事業体等、複数社から成る組織による申請の場合に提出が必要です。また、上記様式とともに事業体の組織規定や会則、契約書等の写しを添付してください。

イ 提出期限

令和8年10月26日（月）17時まで（必着）

※提出期限までに上記（2）アに示す提出書類すべてを提出いただけなかった場合は、企画提案コンペの評価の対象となりませんので、留意してください。

ウ 提出方法

持参、郵便又は民間事業者による信書便により提出してください。なお、郵便又は信書便により提出する場合は、提出期限までに電話にて担当所属に受理の確認をすること。また、持参により提出する場合は、事前に電話にて担当所属に持参する日時の連絡を行うこと。

エ 提出先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県環境生活部環境共生局地球温暖化対策課

（3）企画提案コンペの審査項目

①目的適合性（配点：5点）

・仕様の要件を満たしており、委託目的と合致した提案内容となっているか。

②意欲・創意工夫（配点：15点）

・多くの人に訴求できるよう効果的に脱炭素型ライフスタイル転換のPR、普及啓発等が図れるような実施内容を企画できているか。

・「みえデコビルダーズ」を活用した出前授業をより効果的に実施できるか。

③業務遂行能力（配点：5点）

・イベント及び出前授業の実施に資するノウハウや実績を有しているか。

④計画性（配点：5点）

・業務内容を確実に実行できる体制が整備され、業務配分やスケジュール管理が適切に計画されているか。

⑤価格性（配点：5点）

・低廉な提案価格となっているか。

（4）注意事項

企画提案書の内容は、見積書に記載された見積価格ですべて実現できるものとしてください。

（5）プレゼンテーションの実施

提案内容の審査を行うため、提案者によるプレゼンテーションを実施します。プレゼンテーションの実施日時、場所等については、令和8年10月16日（金）までに電子メール又は電話により連絡します。

日時 令和8年10月29日（木）（予定）

場所 津市内

プレゼンテーションは、（2）で事前にご提出いただく企画提案書等のみを使用し、説明をお願いします。

（6）最優秀提案の選定結果

最優秀提案を選定した後、すべての企画提案者に対して、令和8年11月4日（水）を目途

に通知します。

6 最優秀提案者に提出を求める書類

選定決定通知を受けた受託候補者は、速やかに以下の書類を提出することとします。

- (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したもの）の写し。
- (2) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したもの）の写し。
- (3) 過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績がある事業者にあつては、「契約実績証明書」（第5号様式）
- (4) 三重県電子調達システム（物件等）に利用登録をしていない事業者又は共通債権者（物件契約）登録をしていない事業者にあつては、「三重県財務会計システム共通債権者（物件契約）登録申出書」

7 質疑及び回答

(1) 質問の受付期間

令和8年9月16日（水）17時まで（必着）

(2) 受付方法

質問は文書（任意様式）により、「16 担当所属」あて電子メール又はFAXで提出のうえ、電話にて着信の確認を必ず行ってください。また、題名の最初に「【質問】令和8年度みえデコ活県民イベント事業業務委託」と明記してください。

なお、質問文書には事業者名のほか、回答を受ける担当窓口の課名、氏名、電話及びFAX番号、電子メールアドレスを明記してください。

(3) 質問の内容

原則として、当該委託業務にかかる条件や応募手続きに限るものとし、他の事業者からの提案書の提出状況等に関する内容等は受け付けることができません。

(4) 質問への回答

令和8年9月18日（金）17時までに原則三重県ホームページに回答を掲載します。

なお、質問がなかった場合は掲載しません。

8 契約方法に関する事項

(1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりとします。

(2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」という。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証

金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号）第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続き中の者については、契約保証金を免除しません。

（3） 契約は、三重県環境生活部環境共生局地球温暖化対策課において行います。

（4） 契約書は書面の場合は2通作成し、双方各1通を保有し、電磁的記録の場合は電子署名を行い各自保有します。なお、契約金額は、見積書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税及び地方消費税を内書きで記載するものとします。（契約金額は、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。）

9 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

10 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期

完成払いとし、契約条項の定めるところによります。

11 企画提案、見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

12 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

三重県は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」（以下「暴排要綱」という。）第3条又は第4条の規定により、落札停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

13 不当介入に係る通報等の義務及びそれを怠った場合の措置

（1） 受注者が契約の履行にあたって暴排要綱第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

（2） 三重県は、受注者が（1）イ又はウの義務を怠ったときは、暴排要綱第7条の規定により落札停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

14 障がい等を理由とする差別の解消の推進

受注者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵

守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとします。

15 その他

（１）企画提案に関する事項

- ア 企画提案に要する費用は、各提案者の負担とします。
- イ 企画提案書その他の提出資料は、返却しません。
- ウ 企画提案書その他の提出資料は、本県の内部で使用するものであり、提供者に断りなく第三者への配布は行いません。ただし、三重県情報公開条例（平成11年三重県条例第42号）で定義する公文書となるため、開示請求の対象となります。そのため、企業秘密等に該当し非開示とする必要がある箇所については、その旨を記載してください。ただし、開示請求があった場合の開示・非開示の判断は、三重県情報公開条例に基づき三重県が判断することとなります。

（２）契約に関する事項

- ア 原則として再委託は認めません。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではありません。
- イ 成果品の全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含みます。）は、成果品の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとします。
- ウ 委託料は、委託業務が完了し、三重県の検査に合格した後に支払うものとします。
- エ 委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に罰則規定があるので留意してください。

（３）企画提案コンペへの参加又は企画提案の無効要件

次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とします。

- ア 本コンペに参加する資格のない者が提案したとき。
- イ 提案者が同一事項の企画提案コンペに対し2以上の見積をしたとき。
- ウ 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- エ 提案に際して談合等の不正があったとき。
- オ 提案書類が、提出期限を過ぎて提出されたとき。
- カ 見積書に記載された見積価格（消費税及び地方消費税を抜いた額）の100分の110に相当する金額が契約上限額を超えているとき。
- キ その他三重県があらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

（４）この参加仕様書に定めのない事項については、三重県会計規則の定めるところによるものとします（三重県会計規則は、三重県ホームページの「三重県法規集」に掲載しています）。

16 担当所属

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県環境生活部環境共生局地球温暖化対策課地球温暖化対策班（担当：服部）

TEL：059-224-2368 FAX：059-229-1016 E-mail：earth@pref.mie.lg.jp